

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る再補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について（通知）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

- 1 貴組合の可燃物処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において第3次報告書がまとめられるなど、処理方式等の詳細に関する一定の方向性が示されてきており、これらの内容に基づく環境影響を検証する必要があることから、提出済みの評価書における環境影響の変化の見込みについて明らかにすること。
また、必要に応じて処理方式等詳細の決定に係るプロセスを修正すること。
- 2 検討委員会の第3次報告書に係るパブリックコメントにおいて、述べられた意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を明らかにすること。